平成２１年（再ロ）第１０１４６号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島2331－４
再生債務者　堀　富次雄
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月７日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月21日から平成21年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第１２号
北九州市小倉北区赤坂１丁目９番43―106号
再生債務者　菊田由記子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月８日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月15日から平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（再ロ）第１３号
北九州市門司区東新町１丁目２番16―205号
再生債務者　上戸　浩嗣
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月８日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月15日から平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（再ロ）第１３号
京都市伏見区深草泓ノ壺町28番地６ワタルハイツ203号
再生債務者　福田　　誠
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月13日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月14日から平成21年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２号
千葉県浦安市富士見４丁目８番26号
再生債務者　倉田　慎一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年９月24日まで平成21年９月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２１年（再ロ）第１号
新潟県胎内市塩沢1535番地58
再生債務者　菅沼　利幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで平成21年９月10日
新潟地方裁判所新発田支部
平成２１年（再ロ）第４号
岡山市北区神田町１丁目11番14―201号
再生債務者　谷川香代子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで平成21年９月10日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２１年（再ロ）第４号
徳島県板野郡北島町中村字外川也12番地―103号
再生債務者　寺内久三代
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年10月８日まで平成21年９月10日　　徳島地方裁判所民事部
平成２１年（再ロ）第１号
群馬県太田市浜町54番10―202号
再生債務者　新井　幸恵
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年10月13日まで平成21年９月10日
前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係
平成２１年（再ロ）第６号
青森県平川市広船広沢285番地１
再生債務者　長尾　正人
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年９月30日まで平成21年９月９日　青森地方裁判所弘前支部
平成２１年（再ロ）第１０号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目９番14―602号
再生債務者　大儀　智唯
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年９月30日まで平成21年９月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第２９号
宮崎県宮崎郡清武町池田台北29番地332
再生債務者　吉留　勇次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月10日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２１年（再ロ）第１号
北海道室蘭市高砂町１丁目50番15号
再生債務者　渡辺　　悟
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月９日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係
平成２１年（再ロ）第６号
神奈川県横浜市鶴見区馬場４丁目２番29号
再生債務者　金子　洋子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月10日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（再ロ）第１５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地16号棟405
再生債務者　小野寺　穂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月10日
仙台地方裁判所第４民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 21 年９月 18 日　　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
實松　一也、神奈川県、愛媛県教育委員会
ア　小学校教諭１種免許状
イ　中学校教諭１種免許状（社会）
ウ　高等学校教諭１種免許状（地理歴史）
２　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年九月十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.siu.co.jp
（乙）http://www.hokkaidouchida-s.co.jp
平成二十一年九月十八日
北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地二五　　（甲）株式会社エス・アイ・ユゥ
代表取締役　山下　　司
北海道札幌市中央区大通東三丁目一番地
（乙）株式会社北海道ウチダシステム
代表取締役　梅村　昭嘉